

豊丘村行政改革大綱

策 定 : 平成 8 年 6 月

第 1 次改定 : 平成 11 年 3 月

第 2 次改定 : 平成 16 年 8 月

第 3 次改定 : 平成 21 年 9 月

第 4 次改定 : 平成 26 年 11 月

豊 丘 村

I 改定の趣旨

1. 目的

本村では、平成 8 年度に「豊丘村行政改革大綱」を策定、平成 21 年度には第 3 次改定を行い、簡素で効率的かつ効果的な行財政運営の確立に向けた改革を進めてきたところである。

本村の財政状況は、増大する社会保障関係費への対応など引き続き厳しさが見込まれる。加えて、国の財政再建路線のもと、本村財政の生命線である地方交付税等への影響が懸念されるなど、国の地方財政対策等の動向が不透明であるとともに、今後の経済情勢についても先行きが見通せないなど、予断を許さない状況が続いている。また、高度情報化の進展、高速交通路網の整備など、社会情勢が大きく変化し、それに伴う行政に対するニーズも複雑化・高度化している。加えて、急激な人口減少、平均寿命の延伸、地方分権の進展による住民主体の村づくりの構築など、村として対応すべき行政課題は山積している。

このような状況のもとで「第 5 次豊丘村総合振興計画」に基づく諸施策を着実に推進していくためには、安定した行財政基盤を確立するとともに、限られた行財政資源を効果的・戦略的に活用して最少の経費で最大の効果を追求し、複雑化・高度化する行政需要に柔軟に対応するしなやかさと、困難な課題に立ち向かう力強さを兼ね備えた体制を構築する必要がある。

このため、今後においても、これまでの改革の歩みをゆるめることなく、全庁挙げて行財政改革に取り組むこととし、「豊丘村行政改革大綱」を改定するものである。

2. 取組期間

平成 26 年度から平成 30 年度までの 5 年間とする。

Ⅱ 基本理念

改定した大綱に基づく改革は、次に掲げる基本理念のもとに、職員の不断の努力と住民の理解の中で継続的に取り組んでいく。

1. 簡素化、効率化、重点化の推進
2. 行政サービスの向上
3. 地方分権の進展や多様化・複雑化する行政需要への対応
4. 持続可能な財政基盤の確立
5. 住民協働と地域連携の推進

Ⅲ 戦略軸

目的の達成に向け、取組の基軸を次のとおり設定し、戦略的かつ着実に改革の取組を進めていくこととする。

1. 業務戦略～業務マネジメントの改革～

業務執行状況の点検・改善や課題に対する成果の検証を徹底するなど、政策目的達成のため適切な業務マネジメントを遂行するとともに、これらを通じて業務の重点化や事務処理の効率化等を図り、行財政資源を効果的に活用する体制を構築するとともに、様々な事象の発生に際しても村の業務が適切に継続されるよう、危機管理対策を強化する。

また、住民参画の推進や地方分権への適切な対応を通じ、地域の多様な主体や関係市町村などとの適切な役割分担のもとに協働・連携を進め、地域力の向上と地域全体としての公共サービスの最適化を図る。

2. 組織戦略～組織・人材マネジメントの改革～

簡素で効率的な組織機構のもとで、常に強い使命感と挑戦・創造する意識を持ちながら、時代の変化に柔軟かつ自律的に対応し、具体的な成果をあげることができる人材の育成を図る。また、その能力を最大限引き出し、政策目的に効果的に対応できる組織体制を構築することにより、少ないコストで的確な行政サービスを提供できる質の高い執行体制を確立する。

3. 財政戦略～持続可能な財政構造の構築～

限られた行財政資源を効果的に活用し、複雑化・高度化する行政需要に対応するため、財政規律を堅持しつつ、施策の優先度を踏まえた取組の重点化や成果重視型の財政運営を推進し、持続可能な財政構造を構築する。

IV 具体的方策

第1 業務戦略プラン

1. 業務マネジメント（※）改革

（1）業務マネジメントの遂行

少ない経費で多くの効果を獲得するため、課題に対する取組の成果や手法を検証し、課題解決、目的達成に向け必要な改善を講じるP D C Aサイクル（※）による業務マネジメントについて、村の業務全般において遂行する。

※ 業務マネジメント：組織体（村）の目標、目的を達成するために必要な要素を分析し、成功するために手を打つこと。

※ P D C Aサイクル：計画（Plan）→実行（Do）→検証（Check）→改善（Action）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する業務管理手法。

（2）業務の重点化

第5次豊丘村総合振興計画に掲げる将来像「ずっとふるさと、もっととよおか。」の実現に向けて、選択と集中の視点で「取組の重点化」を行うほか、限られた行財政資源を効果的に活用するため、村の業務全般について業務マネジメントを通じた重点化を図る。

（3）事務事業の効率化・適正化

村の行う全ての事務事業について、既成概念にとらわれることなく、絶えず点検・見直しを図り、改善、縮小、統合、休廃止等を検討するとともに、I C T（※）や民間への業務委託（アウトソーシング）の活用などによる事務処理の効率化・省力化に取り組む。

また、行政評価や監査等により、公正で適正かつ効率的な事務処理

を確保する。

※ ICT：情報通信技術（Information and Communication Technology の略）

（４）情報の共有化

庁内全体で情報共有による共通認識を図るとともに、報連相（ホウレンソウ）（※）の徹底による職員間の情報交換を深め、円滑で効率的な業務を遂行する。

※ 報連相：「報告」「連絡」「相談」の総称

（５）行政サービスの質の向上

行政手続、広報広聴、情報提供業務などへのICTの活用拡大により、住民の利便性に考慮した行政サービスの質の向上を図るとともに、接遇研修等の実施により職員の応接態度の向上や親切で分かりやすい住民への対応に努める。

（６）リスクマネジメント（※）の強化

村の業務運営に支障を来すおそれのあるリスクをあらかじめ把握し、必要な予防策等を講じるとともに、危機事象が発生した場合でも、適切な対応によりその影響を最小限にとどめ、業務に大きな混乱や支障を生じさせることなく安定的に業務運営が図られるよう、職員研修等を通じた意識啓発や業務継続計画の策定などリスクマネジメントの強化に取り組む。

※ リスクを組織的に管理（マネジメント）し、損失などの回避または低減をはかるプロセス。

2. 住民・民間等との協働・連携

（１）民間活力の活用

業務の性格、経費、住民の利便性を考慮し、企業や団体等の民間が有するノウハウや機動性が期待できる業務について、アウトソーシング、連携、協働を積極的に推進する。

(2) 住民との協働の推進

住民参画の推進や地方分権の進展により、行政と住民が協働して地域の課題を解決していくことが求められており、住民の自主性を尊重しながら必要な支援を行い、住民と一体となった協働による村づくりを一層推進する。

また、広報活動による村政運営に関する情報共有を進めるとともに、パブリックコメントの活用や審議会等への公募委員及び若者・女性委員の拡大を図るなど、積極的な村民参画を推進する。

(3) 広域行政等との連携強化

少子高齢化、人口減少に加え、リニア中央新幹線や三遠南信自動車道整備などの地域の諸課題に対応するため、適切な役割分担のもと、広域行政等との連携を強化し、効率的で効果的な地域行政サービスの提供を図る。

第2 組織戦略プラン

1. 執行体制改革

(1) 組織の見直し

行政需要の変化に的確に対応するため、随時、組織全般の見直しを行い機動的な体制をつくる。

また、限られた人員で質の高い行政サービスを提供するため、随時、事務分担の最適化に取り組み、各課・係ごとの人員数の固定化を排除した、事務事業量に応じ弾力的な人員配置を行う。

(2) 定員の適正化

職務効率を高めて最大限の効果を発揮できるよう、職員定数の適正管理に努める。また、多様化・複雑化する行政需要に対しては、事務事業や組織機構の徹底した見直しの中で対応することを基本とする。

2. 職員力の向上

(1) 人材の育成・活用

平成 21 年 10 月に策定した「豊丘村職員育成基本方針」に基づき、住民の視点に立って職務の課題を的確に捉え、施策を遂行するために必要な能力と意欲や責任感、専門性等を高め、時代の変化や高度化・複雑化する行政課題に適切かつ柔軟で自律的に対応できる職員の育成に努める。

また、将来の村行政の中核を担う世代の早期育成や職員一人ひとりの適性等を踏まえた人材の育成・活用に取り組む。

(2) 意識改革の徹底

職員一人ひとりが行政サービスの提供者であることを自覚し、固定的観念にとらわれない柔軟で意欲的な発想と経営的視点を持って業務執行に当たることにより、行政サービスの向上が図られるよう、職員の意識改革・啓発に取り組む。

(3) 給与の適正化

社会経済情勢の変化等を踏まえ、給与制度や諸手当等について適時適切に見直し、適正化を推進する。

また、時間外勤務については、人員配置や事務分担の最適化によりその削減に向けて取り組むとともに、代休への振替により超過勤務手当の削減を進める。

(4) 職場環境の整備

より快適で働きやすい執務空間の創出を図るとともに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）（※）の推進や健康管理サポートの充実、風通しのよい職場風土の醸成など、職員の能力を最大限かつ持続的に引き出すことができる職場環境づくりに取り組む。

3. 議会の組織・運営の改革

(1) 議会の組織・運営の改革

行政改革の理念を踏まえ、議会の自主的な検討による組織・運営の改革を推進する。

第3 財政戦略プラン

1. 財源確保の取り組み

(1) 歳入の確保

自主財源の中心をなす村税等の適確な課税と徴収率の向上を図るとともに、産業振興や企業誘致、定住人口増による税収入の増加を図る。

また、施設の使用料や手数料の見直しを行うなど、受益者負担の適正化を図る。

(2) 地方税財源の確保

地方交付税をはじめとする地方税財源の安定的な確保に取り組むとともに、国・県の補助制度を積極的に活用し財源の確保を図る。

2. 歳出改革の推進

(1) 歳出の抑制

予算執行における「使いきり」という概念の払拭とコスト意識を徹底し、業務の効率化、職員数の適正化を通じて人件費をはじめとする経常経費の縮減に取り組む。

(2) 施策の重点化

ア 政策経費等の見直し

限られた財源の重点配分を図るため、村行政を取り巻く環境変化や施策の優先度を踏まえた取組の重点化を徹底するとともに、主体的・積極的な事務事業の不断の見直し行う。

イ 重点施策等の推進

「第5次豊丘村総合振興計画」に基づく重点施策の推進や村政の緊急課題に対応するため、優先度を踏まえた施策の重点化を図る。

ウ 公共事業関係費（普通建設事業費）の重点化

本村発展に資する社会資本整備、防災施設整備及び既存施設の老朽化対策など村民の安心・安全に資する事業への重点化を図り、計画的に実施する。

（3）補助金等の適正化

各種補助金については、需要・効果の検討による見直しを実施し、廃止・削減や重点配分を図るほか、団体・グループ等の育成を目的とした補助金は、立上げから3年間に限定する。

扶助費については、必要な人への必要な給付は充実しつつ、個人給付へのあり方を見直し、給付の抑制に努める。

3. 持続可能な財政基盤の確立

（1）健全な財政運営

複雑化・高度化する行政需要に迅速かつ的確に対応でき、将来に渡って持続可能な財政基盤を確立するため、中長期的な視点に立ち、健全な財政運営に努める。

4. 村有資産の適正管理

（1）「公共施設等総合管理計画」の策定

全ての村有施設について、将来を見据えた公共施設等のあり方について、公共施設等総合管理計画を策定して、適正な管理を推進する。

（2）村有資産の適正管理

住民福祉の向上と経済的な運営管理の双方の観点から、次のとおり、公共施設運営管理方法について検討を行う。

ア 維持管理状況の点検

毎年、全施設の利用状況、維持管理状況、管理のあり方について点検し、低利用施設については、施設の改善や他用途への転換を含めた改善策を講じる。

イ 指定管理制度の活用

管理運営の効率化のため、施設本来の役割と機能、住民サービスへの影響等を十分考慮した上で、指定管理者制度の活用を進める。

V. 実施方法

1. 村長の強いリーダーシップのもと、全庁一丸となって行政改革を進めるため、引き続き村長を本部長とする「行政改革本部会」を設置し、進捗状況を点検するとともに、実効性のある取組をきめ細かに進める。
2. 具体的な取組内容について実施計画に取りまとめ、有識者等で構成する「豊丘村行政改革推進懇談会」の意見等も踏まえ、毎年度その取組状況を点検し、必要な見直し等を講じながら、着実に取組を進めることとする。
3. 具体的方策で実施時期を明確に定めていないものについては、早期に着手し、期間内に達成することとする。
4. 社会情勢や財政状況の変化により、当該大綱に掲げた事項以外に必要なが生じた事項又は変更を要することとなった場合には、基本理念に沿って処理するものとし、必要に応じ見直しを行う。
5. 行政改革の進捗状況は、村広報誌やホームページなどを通して、広く住民に公表する。